

議事日程第1号

令和3年 第1回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時

令和2年3月4日（木）午前10時開議

開会の場所

錦江町議会議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

- 1) 事務報告
- 2) 専決処分の報告
- 3) 監査の結果報告
- 4) 所管事務調査結果報告

日程第4 行政報告

- 1) 町長行政一般の事務報告

日程第5 承認第 1号 専決処分した事件の承認について

(令和2年度錦江町一般会計補正予算(第10号))

(町長提出)

日程第6 議案第 1号 令和2年度錦江町一般会計補正予算(第11号)について

(同上)

日程第7 議案第 2号 令和2年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について

(同上)

日程第8 議案第 3号 令和2年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について

(同上)

日程第9 議案第 4号 令和2年度錦江町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第3号)について

(同上)

- 日程第 10 議案第 5 号 令和 2 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）について
（ 町 長 提 出 ）
- 日程第 11 議案第 6 号 令和 2 年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
（ 同 上 ）
- 日程第 12 議案第 7 号 令和 2 年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
（ 同 上 ）
- 日程第 13 議案第 9 号 錦江町印鑑条例等の一部を改正する条例について
（ 同 上 ）
- 日程第 14 議案第 1 1 号 錦江町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について
（ 同 上 ）
- 日程第 15 議案第 1 2 号 錦江町新築住宅に対する固定資産税の減免条例の一部を改正する条例について
（ 同 上 ）
- 日程第 16 議案第 1 3 号 第 2 次錦江町総合振興計画（全面改訂版）の策定について
（ 同 上 ）
- 日程第 17 議案第 1 4 号 町道の路線変更について
（ 同 上 ）
- 日程第 18 議案第 1 5 号 南大隅衛生管理組合規約の一部変更について
（ 同 上 ）
- 日程第 19 議案第 8 号 錦江町課等設置条例等の一部を改正する条例について
（ 同 上 ）
- 日程第 20 議案第 1 0 号 錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
（ 同 上 ）
- 日程第 21 議案第 1 6 号 令和 3 年度錦江町一般会計予算について
（ 同 上 ）

- 日程第 22 議案第 17 号 令和 3 年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算に
ついて
(町 長 提 出)
- 日程第 23 議案第 18 号 令和 3 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算に
ついて
(同 上)
- 日程第 24 議案第 19 号 令和 3 年度錦江町介護保険事業 (保険事業勘定) 特別
会計予算について
(同 上)
- 日程第 25 議案第 20 号 令和 3 年度錦江町介護保険事業 (サービス事業勘定)
特別会計予算について
(同 上)
- 日程第 26 議案第 21 号 令和 3 年度錦江町簡易水道事業特別会計予算について
(同 上)
- 日程第 27 議案第 22 号 令和 3 年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算に
ついて
(同 上)

(日程第 19 議案第 8 号、日程第 20 議案第 10 号及び日程第 21 議案第 16 号から日
程第 27 議案第 22 号までを一括上程、提案理由を含めて町長の施政方針について
説明、総括質疑のあと、予算等審査特別委員会へ付託)

散 会

令和3年 第1回錦江町議会定例会 会議録

召集の年月日 令和3年3月4日
召集の場所 錦江町議会議場

応招（出席）議員	1番	厚ヶ瀬 博文	
	2番	浪瀬 亮祐	
	3番	染川 金治	
	5番	池迫 重利	
	6番	池田 行徳	
	7番	川越 裕子	
	8番	笹原 政夫	
	9番	小吉 昭弘	
	10番	中野 徳義	
	12番	馬込 守	
	13番	水口 孝俊	
不応招（欠席）議員			

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名			
町 長	木 場 一 昭		
副 町 長	有 村 智 明		
教 育 長	畑 中 清 和		
総 務 課 長	舞 原 利 博	住 民 生 活 課 長	鶴 園 健 郎
政 策 企 画 課 長	新 田 敏 郎	観 光 交 流 課 長	中 島 裕 二
未 来 づ くり 課 長	高 崎 満 広	産 業 建 設 課 長	田 中 弘 朗
保 健 福 祉 課 長	池 之 上 和 隆	農 業 委 員 会 事 務 局 長	落 司 毅
住 民 税 務 課 長	川 路 洋 志	教 育 課 長	今 熊 武 朗
会 計 課 長	永 吉 和 幸	財 政 管 財 係 長	山 王 洋 介
建 設 課 長	岩 下 和 文		
産 業 振 興 課 長	宮 園 守		
職務のため出席した者			
議 会 事 務 局 長	冨 尾 俊 一		

令和3年 第1回 錦江町議会定例会会議録

令和3年3月4日(木) 午前10時00分
錦江町議会議場

	(開 会・開 議)
水口議長	ただいまから令和3年第1回錦江町議会定例会を開会いたします。 これから、本日の会議を開きます。
	(日 程 報 告)
水口議長	本日の議事日程は、あらかじめ配布いたしましたので、ご了承願います。
	日程第1 会議録署名議員の指名
水口議長	日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。 会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、池迫君、6番、池田君を指名いたします。
	日程第2 会期決定の件
水口議長	日程第2「会期決定の件」を議題にいたします。 お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの16日間にし たいと思います。ご異議ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	異議なしと認めます。 したがって、会期は本日から3月19日までの16日間と決定いたしました。
	日程第3 諸般の報告
水口議長	日程第3「諸般の報告」を行います。閉会中における事務の概要は、お手 元に配りました報告書のとおりでございます。 町長から、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定され ている事項について、専決処分の報告書が提出されましたので、写しをお手 元に配っております。ご了承願います。 次に令和2年12月15日、令和3年1月13日、2月10日実施の例月出納 検査結果報告書、令和2年11月4日実施の随時監査結果報告、令和2年11 月4日から6日実施の定例監査結果報告書、令和3年1月20日実施の補助団 体等に関する監査結果報告書、令和2年10月12日、令和3年1月21日実施 の備品監査結果報告書が提出されましたので、写しをお手元に配ってあり ます。ご了承願います。 次に、総務厚生常任委員会が実施しました所管事務調査の結果について委 員長から報告を求めます。

	池田総務厚生常任委員長。
	(池田総務厚生常任委員長、登壇)
池田総務厚生 常任委員長	<p>おはようございます。委員会報告をいたします。</p> <p>本委員会において、所管事務調査を実施しましたので、その経過と結果についてご報告いたします。</p> <p>1、調査事件</p> <p>コロナ禍における介護について</p> <p>2、調査の経過</p> <p>当委員会では「介護施設の実態について」調査することとしていましたが、現在の状況を鑑みまして、令和3年1月28日に、池之上保健福祉課長、池水介護チームリーダー、大崎主幹の出席を求め、「コロナ禍における介護について」説明を受けて調査しました。</p> <p>3、調査の結果または概要</p> <p>町内の介護サービスの現状について、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等サービス区分ごとに利用者数、利用件数、施設への給付費の状況などの説明、新型コロナウイルス感染症予防対策について、利用者やその家族、職員が感染した場合の基本対応方針、さらに、本町で陽性者が発生した12月28日以降の実際の施設ごとの運用について説明を受けました。</p> <p>また、保健福祉課においては初の町内の新型コロナウイルス陽性者の発生を受け、問合せに対する電話対応の体制、介護サービスの提供状況の把握、配食サービス停止の申入れに対する対応などの協議が迅速に行われ、その他県等からの指示を踏まえ、感染予防対策の徹底についても各介護施設に伝えられたことなどの説明がされました。</p> <p>委員から「予防対策のマスクや消毒液などは十分にいきわたっているのか。また、施設自身を取り揃えているのか。」の質疑に「県を通じて物資の提供が定期的にあるところであり、それぞれの施設において十分に調達できていると理解している。」、「町へマスクの寄付があり、これまで姉妹町への提供、防災用への備蓄がなされているが、時期を問わず今この時期に住民、病院、施設に対して使うべきであると考えている。」の意見に「物資の寄付及び防災用の備蓄については総務課が管理している。施設の状況、小売店での購入の状況など気を配っておく必要があると考えている。」、「施設で感染者が発生した場合、本当にサービスが必要な利用者への対応について心配するところだが、職員の体制等はどうしたのか。」の質疑に「通所についてはケアマネージャー</p>

	<p>と事業所が連絡体制をとり、サービスが必要な方へは支援をしていただいた。訪問については訪問が行われないと困っていることが十分に予測できるので、派遣する側が厳重な感染防止対策をとって、サービス提供に努めるとの意向であった。行政と事業所、ケアマネージャーと事業所が連絡をこまめにとって、利用される方が不利益を被らないような状況を推測してできる限りのサービス提供に努めていた状況であった。」などが出されました。</p> <p>コロナウイルス感染症に対する各施設の基本的な対応方針も設定されていること、予防対策のマスク等についても調達できていることが確認できました。しかし、それでも物資が不足する場合の行政の対応について、備蓄されているマスク等は必要な時に素早く配布する体制をとっていただくよう提言いたします。</p> <p>終わります。</p>
	(池田総務厚生常任委員長、降壇)
水口議長	これで諸般の報告を終わります。
	日程第4 行政報告
水口議長	<p>日程第4「行政報告」を行います。</p> <p>町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。木場町長。</p>
	(木場町長、登壇)
木場町長	<p>おはようございます。3月議会を招集いたしましたところ皆様にはご出席いただきありがとうございます。</p> <p>12月議会以降の行政報告を申し上げます。会議等の参加状況については別紙の報告のとおりでございます。</p> <p>1月18日、田代大原地区でキクラゲ栽培をしたいという申し出があり、全員協議会でも報告したとおりでございますけれども、バズラボという会社と協議を行いました。その後、教育課・産業建設課が窓口となり、入職希望者とインターネットでの面談等を行っております。詳細については予算委員会等で改めて報告をさせていただきます。</p> <p>1月22日、大隅地域振興局土木部長が来庁されまして、田代麓川の寄り洲除去、神之川内之浦線の未改良部分の着手、山ノ口海岸堤防改修事業の早期完成に向けた仮設道路の設置、神川海岸及びキャンプ場の砂除去について要望を行いました。いずれの箇所についても令和2年度または3年度で着手できることが確認できました。また神ノ川の堤防補強については、錦江町強靱化計画を策定したことなどから、令和3年度県単事業で着手の見込みであるとの回答を得たところであります。</p> <p>1月26日には出水市との防災協定調印を行いました。当初、始良市の防災センターで調印式を行う予定でしたけれども、コロナ禍の関係で式典は中止</p>

	<p>いたしました。</p> <p>2月9日、組合チキンフーズと鶏糞の処理、鶏糞炭化施設の跡利用について協議を行いました。</p> <p>2月17日、大隅縦貫道吾平大根占田代道路16キロメートル区間総事業費320億円令和3年度新規事業採択について、県庁において、国土交通省、吉岡道路局長にインターネットで陳情を行いました。当日は塩田知事、森山代議士もインターネットで参加していただきました。吉岡局長からは必要性は十分認識している、との回答をいただき、採択の結果については今月末に発表される予定であります。</p> <p>2月19日、純心女子短期大学とのコラボスイーツ第6弾として錦江町産のさつまいも「べにはるか」を使ったイモデニッシュのPRのため、塩田知事を訪問し試食していただきました。当日は県庁内副知事以下14の課を回り、また、副町長には大隅地域振興局を訪問していただきました。2月23日から県内199のLAWSONで2万個売れるまで販売される予定であります。</p> <p>2月26日は、地域活性化センター神川を起点に錦江町ファンミーティングを行いました。当日は県外から30名の方々が参加していただき、錦江町の総合振興計画、未来づくりプロジェクト、地域おこし協力隊の活動報告などを通じて錦江町をよりよく理解していただきました。ふるさと納税、クラウドファンディングなどを通じて引き続き錦江町を支援していただき、関わりを維持していきたいと思ひますし、このネットワークをさらに広めていきたいと思ひます。</p> <p>以上、12月議会以降の主な事業について報告をいたしました。なお、新型コロナウイルスワクチン接種に関しましては、国からの情報、県からの配給の状況を見ながら速やかに対応して情報提供してまいりたいと思ひます。</p> <p>以上をもちまして、行政報告とさせていただきます。</p>
水口議長	これで行政報告は終わりました。
	日程第5 議案第1号
水口議長	<p>日程第5、承認第1号「専決処分した事件の承認について（令和2年度錦江町一般会計補正予算（第10号）」を議題とします。</p> <p>本件について、提案理由の説明を求めます。木場町長。</p>
	（木場町長、登壇）
木場町長	<p>承認第1号「専決処分した事件の承認について」ご説明申し上げます。</p> <p>令和2年度錦江町一般会計補正予算（第10号）につきましては、補正総額は2,974万1千円の増額で、累計は77億486万3千円となりました。</p> <p>主な内容につきまして、歳出は、新型コロナ対策における第2次中小企業・小規模事業者等緊急支援事業補助金を2,000万円、第2次貸店舗経済支援事</p>

	<p>業補助金を73万5千円、新型コロナウイルスワクチン接種事業における接種委託を200万円、予防接種システム運用委託を161万円のほか、かごしま国体の延期に伴う看板修繕等を100万6千円、それぞれ増額したものであります。</p> <p>また、歳入につきましては、新型コロナ対策費に充当する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を1,000万円、地域振興基金を1,073万5千円、新型コロナウイルスワクチン接種事業に充当する国庫支出金を800万円、国体事業に充当する燃ゆる感動かごしま国体会場地 市町村運営交付金を100万円、それぞれ増額するとともに、不足する財源を財政調整基金から繰り入れたものであります。</p> <p>ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>
	(木場町長、降壇)
水口議長	<p>これから質疑を行います。</p> <p>第1表「歳入歳出予算補正」の歳入14款「国庫支出金」から18款「繰入金」と、歳出2款「総務費」から10款「教育費」を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから討論を行います。討論ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、承認第1号「専決処分した事件の承認について(令和2年度錦江町一般会計補正予算(第10号))」を採決します。お諮りします。承認第1号は、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、承認第1号「専決処分した事件の承認について(令和2年度錦江町一般会計補正予算(第10号))」は、承認することに決定しました。</p>
	日程第6 議案第1号
水口議長	<p>日程第6、議案第1号「令和2年度錦江町一般会計補正予算(第11号)について」を議題とします。</p> <p>本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。</p>
	(木場町長、登壇)
木場町長	<p>議案第1号「令和2年度錦江町一般会計補正予算(第11号)」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>同議案につきましては、補正総額1億7,934万円の減額で、累計は75億</p>

	<p>2,552万3千円となりました。</p> <p>主な内容につきまして、歳出は、新型コロナウイルス対策費における電算機器購入費を1,328万6千円、小規模事業者等支援事業補助金を576万円、公債費を2,965万円それぞれ減額するとともに、農業委員会委員等報酬を593万4千円増額し、併せて、その他執行に伴う過不足の調整を行い、余剰財源で町有施設整備基金に8,018万7千円の積み立てを行うものであります。</p> <p>また、歳入につきましては、地方消費税交付金を1,668万2千円、ふるさと納税を3,000万円それぞれ減額するとともに、子どものための教育・保育給付費を2,705万9千円、農地利用最適化交付金を662万円増額し、併せて、地方消費税交付金等の減額に伴い、減収補填債2,294万2千円の借り入れを行うものであります。</p> <p>さらに、その他、新型コロナウイルス対策費における事業費の減額に伴い、地域振興基金を5,949万円、余剰財源により財政調整基金繰入金を1億248万円それぞれ減額するものであります。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
	(木場町長、降壇)
水口議長	<p>これから質疑を行います。</p> <p>第1表歳入歳出予算補正の歳入1款「町税」から21款「町債」までと、歳出1款「議会費」から12款「公債費」まで、第2表「債務負担行為補正」第3表「繰越明許費補正」及び第4表「地方債補正」を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。</p>
水口議長	はい、6番、池田君。
6番池田議員	ページは38ページですが、中山間地域等直接支払交付金の1,606万円の減につきまして説明をお願いします。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	産業振興課長に答弁させます。
水口議長	はい、産業振興課長。
宮園産業振興課長	<p>池田議員の質問にお答えいたします。</p> <p>中山間地域等直接支払交付金につきましては、本庁が1地区昨年より減っております。それから支所につきましては5地区減りまして790万減っているところです。昨年からしてですね、ちょうど切り替え時期で、高齢化が進みまして、その協定数が減ったということが主な理由であります。以上です。</p>
水口議長	はい、6番、池田君。
6番池田議員	はい。この中山間事業につきましてはですね、やはり今申されました高齢化とか、それから水稻を作付けする人たちの減少によりまして、いろんな地

	<p>域の組織の役員のなり手がとても少なくなっているということもありまして、そしてさらに、そういう国に対する提出書類がですね、一般の農家の方々はとても煩わしいという感じで、やっぱりなり手が少ないわけですが、これに対する何か対策はお考えでしょうか。</p>
水口議長	<p>はい、産業振興課長。</p>
宮園産業振興課長	<p>対策としましてはですね、まずちょうど切り替え時期だったものですから、実際、耕作が今後できない部分については農地を減らす、水田等が多いわけですが、減らして、面積は少なくはなるんですけども、できるだけ継続的に参加していただきたいということをお願いした経緯もあります。それからその地区に役場OBとか、農協さんとかそういう方がいらっしゃいましたら、役員をしていただきたいということをお願いした経緯もありますけれども、何分、協定につきましては合意形成が必要ですので、どうしても辞められるところにつきましてはやむを得ないなというところで判断しているところです。以上です。</p>
水口議長	<p>はい、6番、池田君。</p>
6番池田議員	<p>やはりその協議会が難しいところは減少もそうなんですけど、そういう書類の提出なんかの書き方がとても難しいと思われまして、農協さんや役場OBの方なんかですね、その書類作成にも知恵をいただきたい、そういう手助けがいただきたいというのと、やっぱり減収に対しましてはその組織内に交付金の中からやっぱり労賃を払って荒さないように、そういうふうなグループで話し合っただけで農地を守っていく、せっかく国から事業費が入るわけですので、やっぱりそれは町のためにもなりますので、いろいろみんなで知恵を絞って地域で支えていってほしいと思います。以上です。</p>
水口議長	<p>ほかに質疑ありませんか。はい、2番、浪瀬君。</p>
2番浪瀬議員	<p>今ほどですね新型コロナウイルス対策で、中小企業の支援補助金が可決されたんですが、私が聞きたいのは、町長のさっきの説明にありましたようにですね、小規模事業者継続支援事業補助、これは以前全協で説明がありましたよ、600万組んだわけですけども、それに対して576万減額ということになっております。あまりにもですね、減額が多すぎるんですけど、町内の事業者継続をしていただくための支援ということでされたわけですけども、減額が大きいということは積算が甘かったのか、それか条件がですよ、支援をする条件のハードルが高かったのか、その辺を伺いたいと思います。</p> <p>もう一つはですね、35ページの環境衛生費で、合併浄化槽補助金の1,000万の減額。今年何基ぐらいあったのか、去年と比べてですねどうだったのかですね、その辺を伺いたいと思います。</p>
水口議長	<p>はい、木場町長。</p>

木場町長	<p>小規模事業につきましては1回目の時の基準がある程度ありましたので、それとの整合性をということで、50%以上とか、年間の売り上げが幾ら幾らという基準に基づいて行いました。確かにハードルが高かったのかなとは思いますが、低くするとあまりにもまた対象者が多くなるということもありまして、第1回目の支援にある程度準じたような形で行いました。補足する部分について産業振興課長に答弁させます。</p> <p>合併浄化槽関係については、住民税務課長に答弁させます。</p>
水口議長	<p>浄化槽の問題を先に。はい、住民税務課長。</p>
川路住民税務課長	<p>浪瀬議員の質問にお答えいたします。当初、本年度44基の申請を見込んでいたんですが、実績が18件の申請でございまして、今回1,031万8,000円を減額するところでございます。年度途中で精査をして減額しておけばよかったんですが、例年、年度末に減額の措置をされている関係、今年もそのような実績になっていると思います。以上です。</p>
水口議長	<p>はい、産業振興課長。</p>
宮園産業振興課長	<p>浪瀬議員の質問にお答えいたします。</p> <p>この小規模事業者継続支援事業につきましては、内容としましては2019年度の事業収入が40万円以上200万未満の方ということで、そして条件としましては感染防止対策用品を購入されている、それから令和2年2月から同年11月までの事業収入と昨年の同月の事業収入と比べて売り上げが減少したことが分かる書類などの提出の義務があったわけですが、それほどハードルは高くはなかったというふうに考えております。広報としましては錦江町のホームページにアップしたり、自治会長便で全戸にパンフレットを配布しました。それから防災無線によります広報についても10月の24、25、それから11月の24、25、広報いたしております。ただこの事業は、国庫の持続化給付金をもらっている方につきましては該当にならないということもありまして、そういう部分もあった関係上、提出数が少なかったんじゃないかなと思っております。今後、広報活動については分かりやすいチラシを作りながら皆さんに提供していきたいというふうに考えております。以上です。</p>
水口議長	<p>はい、2番、浪瀬君。</p>
2番浪瀬議員	<p>小規模のこれはですよ、全協の説明の中でも、食堂なんかもう店がどうにもならないと。この状況では店も辞めてしまう人がいるかもしれないとか、そういう状況で説明を受けたつもりでおります。それでハードルは高くなかったという回答でありますけれども、そうだったらですよ、ちょっと最初でミスかなと。もう少し皆さんに、大変な思いをしている方は店ばかりでなくてたくさんおられるわけです。その辺も含めてですよ、もうちょっと大変なところにあげられるように、やはり大変だっというのは皆さん、私たち議員</p>

	<p>も、町民も、職員の方々はなお分かっているわけですので、2次もされたんだろうし、もう少ししていただければありがたかったかなと思うところ。2次が出ておりますので、今回また多くの人たちがですね、少しでも継続していけるような形の方向性をとっていただければと思います。</p> <p>それから合併浄化槽ですね、何で聞いたかという、毎年のように私の記憶ではやっぱり1,000万程残っているわけですよ。何年も何年も残っていて、また最後に1,000万減額、1,000万減額とずっときているわけですので、やはりここはですね、当初で精査していただいて、毎年毎年こういうふうにならないようにしていただければと思うところ。以上です。</p>
水口議長	はい、産業振興課長。
宮園産業振興課長	今の質問にお答えします。8件の申請があったわけですが、この中にはですね美容業の方とか、鍼灸の方、そして不動産の方、それから医療の方とか、地元に着し細々とはしておりますけれども密着した方です。こちらとしましても今後、啓発方法を見直しながら頑張っていきたいと考えております。以上です。
水口議長	住民税務課長。
川路住民税務課長	はい。浪瀬議員の質問にお答えいたします。
水口議長	ほかに質疑ありませんか。はい、7番、川越君。
7番川越議員	27ページですね、新型コロナウイルス対策費の中の負担金補助及び交付金の中でお伺いいたします。今回、自治公民館の新しい生活様式として1箇所上限30万について交付をされたと、そしてまた1番下にあるんですが、高齢者のサロンの感染対策として1人当たり3,000円というような形で交付がなされたというふうに記憶しております。この二つのコロナ感染対策の実績、団体数、事業内容といったものについて示していただきたいと思っております。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	保健福祉課長に答弁させます。
水口議長	はい、保健福祉課長。
池之上保健福祉課長	はい。まず公民館補助のほうですが、実績から申し上げます。町内には88の自治会がございしますが、そのうち公民館がない自治会とか、二つの自治会で作っていらっしゃる所とかございします。今回申請されましたのが57の自治会が申請されております。最大の交付額は議員もおっしゃったとおり

	<p>30 万円でございますが、1 番少なかった自治会では7 万 8,000 円という交付がございました。整備内容につきましては外壁の補修、あと雨戸、屋根、瓦等が主なところでございました。備品の購入といたしまして、エアコンの設置、発電機の購入等々、事業で私どももお願いしていたわけなんです、コロナ対策のための新しい生活様式、つまり換気をよくするですとか、換気をよくするための網戸とかですね、あと空調設備、あとコロナ対策のもう1 点は災害時に対応できるような公民館に改修とするところがあればというところのお願いをいたしましたので、雨戸とか屋根の改修は出てきたところでございました。</p> <p>次に、高齢者のサロンの部分でございますが、高齢者サロンは町内に 51 団体ございまして、全て申請をされ交付いたしましたところでございます。総人数が 704 人、交付総額が 211 万 2,000 円となりました。1 番多い団体につきましては 37 名の会員、少ないところでは 1 名という団体があったんですが、これは複数の団体に登録されている会員さんもいらっしゃるということで、今回は名簿を精査いたしまして重複を取り除いた関係で、会員 1 名という団体も出てきてしまいました。</p> <p>事業内容と実績については以上でございます。</p>
水口議長	はい、7 番、川越君。
7 番川越議員	<p>コロナ対策並びに災害時の対策ということで非常に素晴らしい事業であったというふうに考えます。</p> <p>ただその高齢者のサロンの感染に対する交付金については、後から聞いたお話ではですね、1 人 3,000 円っていうのが一人歩きをしてしまって、現金を 3,000 円ずつお配りになったのが正解なのか不正解なのか、その辺よく分かりません。ただその、どういった対応が 1 番よかったのかなということをやっぱりここでちょっと反省をしないといけないのかなと。文化協会あるいは体育協会等についてはですね、物品をそのまま支給をしていただきまして、各団体が必要とする例えばマスクであるとかですね、体温計であるとかっていうような具体的なものを配布していただいた経緯がございます。これについてはですね、金銭が直接動かない関係上、何も誤解なく利用させていただきありがたいことだと思っているんですが、ただサロンについてはさっきも言いましたとおり、1 人 3,000 円っていうのが一人歩きをいたしまして、3,000 円ずつ個人にお配りになったという経緯も聞いております。それでですね、それが例えばマスクであるとか、消毒液であるとかいうものを購入されたかということは実証されませんので、何か他のものに変ったということもあり得るというふうに判断するところです。今後、まだ完全に収息をしたわけでございませぬので、いろんな形で住民の支援をしていただけるもの</p>

	<p>と思いますが、こういった団体において現金そのものを取り扱うのがいかなものなのかというようなことも考えているところですが、どんなふうに今後は考えていらっしゃるでしょうか。その辺をお聞きします。</p>
水口議長	<p>はい、保健福祉課長。</p>
池之上保健福祉課長	<p>川越議員ご指摘の点につきましてはこの交付金制度を設計する際にも非常に悩んだところでございます。検討に当たりましては、高齢者のサロンっていうのは、コロナが1番ひどいときには休止をしてくださいと、年度内に2回自粛要請を出しました。一方では、マスクがないとか消毒液をくれないかとかいうような声も実際ございましたが、品薄の時期であったこと、また町内での購入できる状況がすぐに割と早く改善してきたことから、物品の配布は大多数のところが望んでいるわけではないということで見送ったところでございます。現金支給にした1番の理由につきましては今回のコロナ対策で町民全員にもございましたがいろんな現金給付もあったということ、それと、補助金制度にして使い道を報告していただくかということも考えたんですが、高齢者の皆様方には補助金の手続等々、非常にご負担になるのかなというところで、今回は交付金というかたちでやったところでございます。交付金の会員名簿を上げてくださいという申請方法にしたわけなんですけど、その際の依頼の中で、これは感染予防対策と新しい生活様式に対応する経費として使ってくださいねっていうお願いは、文書ではもちろん、申請にいらっしゃったときも口頭で行ったところではございます。結果的にどのような使われ方をしたっていう分析、検証はしていないところではございますが、今後聞き取りなど行って今後の支援策の検討につなげていきたいというふうに考えております。</p>
水口議長	<p>ほかに質疑ありませんか。</p>
	<p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>
水口議長	<p>これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。</p>
	<p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>
水口議長	<p>討論なしと認めます。 これから、議案第1号「令和2年度錦江町一般会計補正予算(第11号)について」を採決します。お諮りします。議案第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>
水口議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、議案第1号「令和2年度錦江町一般会計補正予算(第11号)について」は、原案のとおり可決されました。</p>

	日程第7 議案第2号
水口議長	<p>日程第7、議案第2号「令和2年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。木場町長。</p>
	(木場町長、登壇)
木場町長	<p>議案第2号「令和2年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>同議案につきましては、補正総額は1億1,983万4千円の減額で、累計は13億657万2千円となりました。</p> <p>主な内容につきましては、歳出は、出産育児諸費を42万円増額するとともに、療養諸費を9,618万5千円、高額療養費を1,892万円、保健事業費を170万5千円、特定健康診査等事業費を280万4千円、それぞれ減額するものであります。</p> <p>また、歳入につきましては、国民健康保険税を253万1千円、雑入を65万5千円、それぞれ増額するとともに、県補助金を1億1,716万4千円、他会計繰入金を596万7千円、それぞれ減額するものであります。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
	(木場町長、降壇)
水口議長	<p>これから、質疑を行います。</p> <p>第1表歳入歳出予算補正の歳入1款「国民健康保険税」から7款「諸収入」までと、歳出1款「総務費」から5款「保健事業費」まで一括して質疑を行います。質疑ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから討論を行います。討論ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第2号「令和2年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を採決します。お諮りします。議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第2号「令和2年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決されました。</p>
	日程第8 議案第3号
水口議長	<p>日程第8、議案第3号「令和2年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補</p>

	<p>正予算（第2号）について」を議題とします。</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。木場町長。</p>
	<p>（木場町長、登壇）</p>
木場町長	<p>議案第3号「令和2年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>同議案につきましては、補正総額210万円の減額で、累計は1億4,046万1千円となりました。</p> <p>主な内容につきましては、歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金を67万4千円、健康保持増進事業費を131万円、それぞれ減額するものであります。</p> <p>また、歳入につきましては、後期高齢者医療保険料を2万9千円増額するとともに、一般会計繰入金を198万8千円減額するものであります。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
	<p>（木場町長、降壇）</p>
水口議長	<p>これから、質疑を行います。</p> <p>第1表歳入歳出予算補正の歳入1款「後期高齢者医療保険料」から6款「諸収入」までと、歳出1款「総務費」から4款「諸支出金」まで一括して質疑を行います。質疑ありませんか。</p>
	<p>（「なし」と呼ぶ者あり）</p>
水口議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから討論を行います。討論ありませんか。</p>
	<p>（「なし」と呼ぶ者あり）</p>
水口議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第3号「令和2年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について」を採決いたします。お諮りします。議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>（「なし」と呼ぶ者あり）</p>
水口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第3号「令和2年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。</p>
	<p>日程第9 議案第4号</p>
水口議長	<p>日程第9、議案第4号「令和2年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。</p> <p>本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。</p>
	<p>（木場町長、登壇）</p>
木場町長	<p>議案第4号「令和2年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。</p>

	<p>同議案につきましては、補正総額 27 万 2 千円の減額で、累計は 13 億 670 万 2 千円となりました。</p> <p>主な内容につきましては、歳出は、予備費を 3,034 万 2 千円増額するとともに、介護サービス等諸費を 2,639 万円、一般介護予防事業費を 68 万 7 千円、償還金及び還付加算金を 191 万 9 千円、それぞれ減額するものであります。</p> <p>また、歳入につきましては、介護保険料を 255 万 1 千円、繰越金を 5,199 万 3 千円、それぞれ増額するとともに、国庫負担金を 1,262 万 1 千円、国庫補助金を 1,736 万 3 千円、支払基金交付金を 1,559 万 4 千円、それぞれ減額するものであります。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
	(木場町長、降壇)
水口議長	<p>これから質疑を行います。</p> <p>第 1 表歳入歳出予算補正の歳入 1 款「保険料」から 8 款「繰越金」までと、歳出 1 款「総務費」から 6 款「予備費」までを一括して質疑を行います。質疑ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから討論を行います。討論ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第 4 号「令和 2 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）について」を採決いたします。お諮りします。議案第 4 号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第 4 号「令和 2 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）について」は、原案のとおり可決されました。</p>
	日程第 10 議案第 5 号
水口議長	<p>日程第 10、議案第 5 号「令和 2 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。木場町長。</p>
	(木場町長、登壇)
木場町長	<p>議案第 5 号「令和 2 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>同議案につきましては、補正総額は 11 万 6 千円の減額で、累計は 1,018 万 3 千円となりました。</p>

	<p>主な内容につきましては、歳出は、施設管理費を 11 万 6 千円減額するものであります。</p> <p>また、歳入につきましては、一般会計繰入金を 91 万 9 千円増額するとともに、介護給付費収入を 103 万 5 千円減額するものであります。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
	(木場町長、降壇)
水口議長	<p>これから質疑を行います。</p> <p>第 1 表歳入歳出予算補正の歳入 1 款「サービス収入」及び 2 款「繰入越金」と、歳出 1 款「総務費」を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから討論を行います。討論ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第 5 号「令和 2 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）について」を採決いたします。お諮りします。議案第 5 号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第 5 号「令和 2 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）について」は、原案のとおり可決されました。</p>
	日程第 11 議案第 6 号
水口議長	<p>日程第 11、議案第 6 号「令和 2 年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について」</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。木場町長。</p>
	(木場町長、登壇)
木場町長	<p>議案第 6 号「令和 2 年度錦江町簡易水道事業 特別会計補正予算（第 4 号）」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>同議案につきましては、補正総額 1 千円の増額で、累計は、1 億 5,130 万 7 千円となりました。</p> <p>主な内容につきましては、歳出は、基金積立金を 95 万 9 千円増額するとともに、総務管理費を 95 万 8 千円減額するものであります。</p> <p>また、歳入につきましては、財産運用収入を 1 千円増額するものであります。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>

	(木場町長、降壇)
水口議長	これから質疑を行います。 第1表歳入歳出予算補正の歳入1款「事業収入」と、歳出1款「総務費」及び3款「基金積立金」を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	質疑なしと認めます。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	討論なしと認めます。 これから議案第6号「令和2年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について」を採決いたします。お諮りします。議案第6号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	異議なしと認めます。 したがって、議案第6号「令和2年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について」は原案のとおり可決されました。
	日程第12 議案第7号
水口議長	日程第12、議案第7号「令和2年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。木場町長。
	(木場町長、登壇)
水口議長	議案第7号「令和2年度錦江町農業集落排水事業 特別会計補正予算(第2号)」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、補正総額262万4千円の増額で、累計は3,102万1千円となりました。 主な内容につきましては、歳出は、総務管理費を262万4千円増額するとともに、歳入につきましては、一般会計繰入金を歳出と同額、増額するものであります。 ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
	(木場町長、降壇)
水口議長	これから質疑を行います。 第1表歳入歳出予算補正の歳入5款「繰入金」及び歳出1款「総務費」を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
水口議長	はい、7番、川越君。
7番川越議員	特別会計のあり方というのですが、今回のこの補正について、修繕料については機器の故障があったということで、処理施設の維持管理委託料につ

	<p>いては台風や大雨によって汚泥の量が非常に多かったのでその処理を委託する委託料だというふう聞いております。この総額を一般会計から繰り入れて、総額で262万4,000円を一般会計から繰り入れて処理をされるということでございますが、以前も再三申し上げてまいりましたが、この会計については、大きな故障や今回のようなこういった処理の委託が必要になったときに、蓄えといいますか、予算に非常に幅がないというふうについていつも感じているところです。そうすると何をするかというと、結局は住民の負担で水道料あたりを上げていくというふうになってくるんだらうと思いますが、この特別会計の場合には、何か大きなことが起こると本会計では処理できず一般会計からの繰り入れをどうしてもしなくてはならないというような現実があるにもかかわらず、このまま継続をされていかれるのか。3年度でいろんな形でもっと改善をされる考えがあるのか、その辺をお伺います。</p>
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	<p>何年か前ですかね計画をつくる段階で、合併処理槽に変換したほうがいいのではないかといろいろ議論をしました。コンサルタントに調査依頼もしたと思いますけれども、修復しながら現在の施設使うということがいいという判断のもと、ずっとしております。補足する部分については、産業建設課長に答弁させます。</p>
水口議長	産業建設課長
田中産業建設課長	<p>ただいま町長からもありましたとおり、平成29年度からこの施設の運営管理につきまして、土地改良連合会に委託しまして、計画をずっと練ってきたわけでございます。その結果やはりまだ施設的にも使えるというようなことでですね、機器の更新をしていったほうが、のちのち金額的にも安いであろうというようなことでやっているわけです。それで令和3年度からですね、新たに機器の更新をするようにですね、計画も立てているところでございます。先ほど川越議員からもありましたとおり、昨年の梅雨時期のですね、長雨による機器の不具合なんかも出てきておりました。そして本年の1月の16日にもですね、電線の工事によります停電がございまして、それによりまして通電が行われたわけなんですけれども、機器がですね復旧しなかったというようなことでですね、4、5日間汚泥が溜まり続けたということもありまして、その復旧にも相当な時間かかりまして、関係者の努力によりまして大事には至らなかったのですが、やはりそういうふうに機器の老朽化による不具合というものが、この委託料にも大分反映してきているというようなことでですね、来年度からですねその基金のほうも更新していかなければならないということで計画をしているところでございます。</p>
水口議長	はい、7番、川越君。

7 番川越議員	計画が進んでいるってことでございます。今、気象状況も非常に苛酷な状況でございますので、その辺等も加味されて検討していただければいいのかなというふうに考えます。他に何か追加して私に報告していただけることがあればお願いします。
水口議長	産業建設課長
田中産業建設課長	修繕料について、ひとつ説明をさせていただければと思います。これにおきましてはですね、浄化センター入り口の右側にあります電柱の上に設置されております高圧開閉器、こちらのほうがですね、もう 2000 年の 9 月に製造されておまして、20 年を超過しているというようなこともありまして、電気保安協会のほうから、対応年数について、これにつきましては更新推奨時期が 10 年というようなことで約 2 倍の時間が経っているというようなことでですね、やはり交換しなければ停電が起こったときにですね、この機器の交換にまた時間がかかってしまうということもございましてですね、今回更新するというに至ったところでございます。
水口議長	ほかに質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	質疑なしと認めます。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	討論なしと認めます。 これから、議案第 7 号「令和 2 年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)について」を採決いたします。お諮りします。議案第 7 号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 7 号「令和 2 年度錦江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)について」は原案のとおり可決されました。
水口議長	それでは、ここで休憩に入ります。
	11:07 休憩 11:17 再開
水口議長	それでは、休憩を閉じて会議を開きます。
	日程第 13 議案第 9 号
水口議長	日程第 13、議案第 9 号「錦江町印鑑条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。木場町長。
	(木場町長、登壇)

木場町長	<p>議案第9号「錦江町印鑑条例等の一部を改正する条例」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>同議案につきましては、各種行政手続きにおける押印を省略するなどの見直しを行い、町民等の利便性の向上、並びに事務の効率化を図りたいため、本条例案を提案するものであります。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
	(木場町長、降壇)
水口議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから討論を行います。討論ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第9号「錦江町印鑑条例等の一部を改正する条例について」を採決いたします。お諮りします。議案第9号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第9号「錦江町印鑑条例等の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決されました。</p>
	日程第14 議案第11号
水口議長	<p>日程第14、議案第11号「錦江町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。木場町長。</p>
	(木場町長、登壇)
木場町長	<p>議案第11号「錦江町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>同議案につきましては、子育て世代の経済的負担を軽減することを目的に、これまで15歳年度まで医療費助成を行っていたものを、18歳年度まで拡充したいため、本条例案を提案するものであります。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
	(木場町長、降壇)
水口議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
水口議長	はい、7番、川越君。
7番川越議員	15歳を18歳に改めるということですが、これについてはもちろん提案理由は理解をいたします。何かほかに理由はありますか。例えば近隣市町がや

	っているのか、あるいは県と足並みを揃えていくような、そういった理由も一つあるのでしょうか。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	子育て支援の一環だというふうにお考えいただければいいかと思えます。補足する部分については保健福祉課長に答弁させます。
水口議長	はい、保健福祉課長。
池之上保健福祉課長	はい。改正の理由につきましては先ほど町長が述べたとおりでございますが、他の背景といたしましては、川越議員がおっしゃったとおり他自治体においても18歳まで無料化している自治体は非常に増えております。もう一つ県の動向といたしまして、鹿児島県が4月1日から高校生まで、非課税世帯については窓口負担、医療費を無料化するという事で、非課税以外の世帯も今回の改正によりまして、本町も無料化というふうにしたいという事でございます。
水口議長	はい、7番、川越君。
7番川越議員	15歳から18歳にした場合に医療費は大体どれくらいの増額というふうに見込んでいらっしゃるのでしょうか。
水口議長	はい、保健福祉課長。
池之上保健福祉課長	はい。当初予算のほうに計上しておりますので、詳細についてはそでご説明したいと思えますが、約200万程度の増額になるかというふうを考えております。
水口議長	はい、7番、川越君。
7番川越議員	これまで住民税の非課税世帯について窓口負担が無料というのが、6歳から今度18歳っていうことになると思うんですが、これは非課税世帯だけではなくて全対象というような形で、今後国との話し合いもあるだろうし財源も必要だと思えますが、その辺を、声を大きくして要請をしていただく考えはありませんか。
水口議長	町長。
木場町長	はい。県あたりもそういう取り組みを今後進めていこうというふうを考えております。なるべく窓口負担をなくするような形で進めていきたいというふうを考えております。
水口議長	ほかに質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	質疑なしと認めます。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	討論なしと認めます。

	これから、議案第 11 号「錦江町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。お諮りします。議案第 11 号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 11 号「錦江町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決されました。
	日程第 15 議案第 12 号
水口議長	日程第 15、議案第 12 号「錦江町新築住宅に対する固定資産税の減免条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。木場町長。
	(木場町長、登壇)
木場町長	議案第 12 号「錦江町新築住宅に対する固定資産税の減免条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、町内の法人及び個人の建築事業者との請負契約がなされた新築住宅に対し、平成 19 年から令和 3 年まで、固定資産税の減免措置を実施してきましたが、景気回復が鈍いことから、更なる定住促進と地域経済浮揚策を進める必要があるため、本条例案を提案するものであります。 ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
	(木場町長、降壇)
水口議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
水口議長	はい、12 番、馬込君。
12 番馬込議員	本議案につきましては、数年前に、個人であり地元の建築業者との請負契約がなされた場合のみ固定資産の減免をするということで設立された条例でございますけれども、最近では地元の個人であるとか建築業者が大分減ったように思われて、ほとんど現状でも外部から近隣市町から業者が入って家をつくっているという形が大変多いようでございますけれども、その当時は議員の皆さんもほとんどが町内業者なら、ということで賛成してつくられた条例だと思っておりますけれども、現状については、町長ちょっと、もう大工さんが少ないとか業者がいなくなってほとんど外部から来るような状況でありますけれども、やっぱりこのままされますかね、この条例は。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	後で住民税務課長に分かっている範囲でちょっと報告をさせていただきますけれども、極力地元の事業者さんをお願いしてもらおうというのが本来の条例の目的でありますので、逆に町外に頼む人たちが多くということであればなおのこと、地元を利用してくださいと、地元を利用してもらおうためのイン

	センティブを与えるというのがこの条例の目的でありますので、引き続き皆さんの同意を得ながらやっていきたいというふうに考えます。
水口議長	住民税務課長。
川路住民税務課長	現状のほう申し上げます。平成30年度、専用住宅が15棟建て、町内業者が4新築されております。元年度については13棟のうち1棟、令和2年度については12棟のうち3棟、町内業者が施工されております。以上です。
水口議長	はい、12番、馬込君。
12番馬込議員	確かに今町長が回答されましたとおりそういうことだろうと思えますけれども、今の若者、家をつくる人たちにとって近隣市町からの業者さんも減免対象に入れてほしいと。そうじゃないと建つ家が1年後になるか、2年後になるか、それほど業者さんがいないと私は思うんであります。つきましては近隣業者も可として、町長、これは固定資産税の減免だから、当然町内業者も、近隣市町の業者も、減免ぐらいはやったほうが家をつくる人にとって若い皆さんにとっては大変必要ではないかと思うんですけれども、家を作った後は固定資産がだいぶ高いですから、年を追うごとに安くなっていくんだけど、家を建ててすぐちょっとでも安くしてもらえば大変ありがたいと思いますがどうでしょうか。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	安いほうがいいに、建てるほうとしてはですね、安いほうがいいに越したことはないと思いますが、町内の建設業者さんであったり、行政もそうですけど、町民にもこういう制度があるっていうのを再度周知させることによって、地元業者をちょっとでも利用していただきたいというのがこの条例の本来の狙いでありますので、そこら辺をもっと推し進めていきたいと思えます。今おっしゃったように、町外の事業者に頼めば税の恩恵が受けられないじゃないかという意見でしたけれども、そこら辺も加味しまして新年度からは新築住宅の取得者に対して何らかの支援をしていきたいなというふうに考えております。それについては、新年度の予算で詳細に説明をさせていただきますと考えております。
水口議長	はい、12番、馬込君。
12番馬込議員	町長のおっしゃることも分かりますけれども、私の地元の池田も年末から3月にかけて、3棟の新築住宅が後継者によってつくられたわけですが、一住宅が町内の1人の大工さん、あとは鹿屋市から2戸の住宅ができるのが現状であります。他のところを聞きますと、他のところもこれだけ業者さんが少ないとなかなか頼めない。だから大根占の町あたりも恐らく外からの業者さん、近隣市町からの業者さんが多いと思いますが、このまま進めて参りますか。外部近隣市町からの業者も良しといたしませんか。回答は一

	緒ですか。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	基本的にはさっき申したことでありますけれども、先ほども言いましたが、住宅を取得することに対する新たな補助制度というのを新年度から導入していきたいと。ですので、そこら辺で町外の事業者に頼む人にも何らかの恩恵を受けられるようにしたいなというふうに考えますが、税のことにつきましては町の税収にもなることでありますし、関連的に言うと、地元の事業者が仕事を増やすということにつながるわけですので、そういう意味ではこの税の件につきましては今の制度を継続していきたいと考えております。
水口議長	ほかに質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	質疑なしと認めます。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	討論なしと認めます。 これから、議案第 12 号「錦江町新築住宅に対する固定資産税の減免条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。お諮りします。議案第 12 号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 12 号「錦江町新築住宅に対する固定資産税の減免条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決されました。
	日程第 16 議案第 13 号
水口議長	日程第 16、議案第 13 号「第 2 次錦江町総合振興計画（全面改訂版）の策定について」を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。木場町長。
	(木場町長、登壇)
木場町長	議案第 13 号「第 2 次錦江町総合振興計画（全面改訂版）の策定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、平成 27 年 3 月に策定しました「第 2 次錦江町総合振興計画」が、本町の急激な人口減少や社会経済の低成長時代に対応しにくくなったことから、全世代を対象とした人材育成に重点を置きつつ、各分野からの人の好循環を目指す計画に再編するため、今回、本計画案を提案するものであります。 ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
	(木場町長、降壇)

水口議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	質疑なしと認めます。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	討論なしと認めます。 これから、議案第13号「第2次錦江町総合振興計画(全面改訂版)の策定について」を採決いたします。お諮りします。議案第13号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	異議なしと認めます。 したがって、議案第13号「第2次錦江町総合振興計画(全面改訂版)の策定について」は原案のとおり可決されました。
	日程第17 議案第14号
水口議長	日程第17、議案第14号「町道の路線変更について」を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。木場町長。
	(木場町長、登壇)
木場町長	議案第14号「町道の路線変更」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、現況道路を精査した結果、3路線について、起点・終点に異動が生じるため、本議案を提案するものであります。 ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
	(木場町長、降壇)
水口議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	質疑なしと認めます。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	討論なしと認めます。 これから、議案第14号「町道の路線変更について」を採決いたします。お諮りします。議案第14号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	異議なしと認めます。 したがって、議案第14号「町道の路線変更について」は原案のとおり可決

	されました。
	日程第 18 議案第 15 号
水口議長	日程第 18、議案第 15 号「南大隅衛生管理組合理約の一部変更について」を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。木場町長。
	(木場町長、登壇)
木場町長	議案第 15 号「南大隅衛生管理組合理約の一部変更」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、地籍調査後の合筆調整によります事務所所在地の地番変更、並びに議員定数の見直しを行いたいため、議会の議決を求めるものであります。 ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
	(木場町長、降壇)
水口議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	質疑なしと認めます。 これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	討論なしと認めます。 これから、議案第 15 号「南大隅衛生管理組合理約の一部変更について」を採決いたします。お諮りします。議案第 15 号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 15 号「南大隅衛生管理組合理約の一部変更について」は原案のとおり可決されました。
	日程第 19 議案第 8 号 日程第 20 議案第 10 号 日程第 21 議案第 16 号 日程第 22 議案第 17 号 日程第 23 議案第 18 号 日程第 24 議案第 19 号 日程第 25 議案第 20 号 日程第 26 議案第 21 号 日程第 27 議案第 22 号
水口議長	日程第 19、議案第 8 号「錦江町課等設置条例等の一部を改正する条例につ

	<p>いて」</p> <p>日程第 20、議案第 10 号「錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」</p> <p>日程第 21、議案第 16 号「令和 3 年度錦江町一般会計予算について」</p> <p>日程第 22、議案第 17 号「令和 3 年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算について」</p> <p>日程第 23、議案第 18 号「令和 3 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算について」</p> <p>日程第 24、議案第 19 号「令和 3 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について」</p> <p>日程第 25、議案第 20 号「令和 3 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について」</p> <p>日程第 26、議案第 21 号「令和 3 年度錦江町簡易水道事業特別会計予算について」</p> <p>日程第 27、議案第 22 号「令和 3 年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算について」</p> <p>9 議案を一括議題とします。</p> <p>本案について、提案理由を含めて、町長の施政方針について説明を求めます。木場町長。</p>
	<p>（木場町長、登壇）</p>
<p>木場町長</p>	<p>平素は、町政各般にわたりまして、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、令和 3 年度の当初予算案をとりまとめましたので、当初予算、並びに関連議案のご審議をお願いするにあたりまして、町政運営の基本的な考え方と予算の概要を申し上げ、議員各位、並びに町民の皆様のご理解、ご賛同を賜りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>国の令和 3 年度予算案は、新型コロナウイルス感染症対策予備費 5 兆円を含め、106 兆 6,097 億円で令和 2 年度当初より 3.8%増となりました。幼児教育・保育の無償化、高等教育の無償化など、医療・介護の社会保障の充実、国土強靱化対策等の予算が盛り込まれております。歳入面では、税収は新型コロナウイルス感染症の影響で 57 兆 4,480 億円で、令和 2 年度より、6 兆 650 億円の減収となっています。</p> <p>また、新規国債の発行額は、43 兆 5,970 億円となり、公債金に頼る状況は変わっておりません。</p> <p>財政健全化に向けては、基本方針 2020 及び骨太方針に基づき、経済・財政</p>

一体改革を着実に推進するとともに、2度とデフレに戻ることがないように、デフレ脱却と経済再生の道筋を確かなものとしつつ、歳出・歳入両面からの改革を推進し、2050年カーボンニュートラルを目指し、経済と環境の循環、グリーン社会の実現に取り組むとされています。

昨年12月21日に閣議決定され、国会に提出された地方財政計画では、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税が大幅な減収となる中、地方公共団体が行政サービスを安定的に提供しつつ、防災・減災、国土強靱化の推進などの重要課題に取り組めるよう、一般財源総額について、63兆1,432億円が確保されているほか、地方税が減収となる中で、地方交付税総額は前年度を8,503億円上回る17兆4,385億円が確保されるとともに、地方財源の不足に対処するため、臨時財政対策債が5兆4,796億円計上され、一般財源総額の確保が図られています。

本年2月12日に鹿児島県が発表した令和3年度予算案は、前年度比0.5%増の8,443億75万円で4年連続の増額となっております。

歳入、歳出両面にわたる徹底した行財政改革に取り組み、昨年度に引き続き財源不足額をゼロとしたうえで、子育て支援や高齢者いきいき支援の拡充、観光と農林水産業という2大基幹産業を中心に経済成長を図り、各施策等を積極的に推進するための予算が計上されています。

昨年から新型コロナウイルスの感染拡大により、町民の皆様の日常生活や経済活動に大きな影響がでており、一刻も早くこの事態を収束するべく、令和3年度も最優先、最重要課題として施策を進めて参ります。

町の基本構想であります「錦江町総合振興計画」につきましては、令和元年度から本年度まで改訂作業を進め、小学生から大人まで延25回、400人の町民とのまちづくりワークショップや、住民幸福度調査を実施した上で、先ほど本3月定例会で提案させていただきました。この計画は令和6年度までの第2次計画の全面改訂版として地方創生総合戦略を含んだ町の最上位計画でございますので、今後4年間、この計画に基づく進捗状況を確認しながら、基本理念である「子や孫へ、希望あふれる未来を創りつなぐまち」の実現に向けた施策を推進して参ります。

第2次総合振興計画の取組の初年度である令和3年度につきましては、基本理念である「子や孫へ、希望あふれる未来を創りつなぐまち」の実現のため、10の基本計画に基づき、地方創生のより一層の充実・強化に取り組んで参ります。

当町も含まれる全国の過疎自治体の均衡ある発展と地域格差是正のための財源計画である「過疎地域自立促進特別措置法」が、この3月で失効することから、現在、開会中の通常国会で審議予定の「過疎新法」に対応すべく法案成立後、速やかに、令和3年度中に計画策定に取り組んで参ります。

私は、町長就任以来、「将来に夢・希望が持てるまちづくり」の実現に向けて全力で取り組んで参りました。

新型コロナウイルス感染拡大は、あらゆる方面に影響を及ぼす前例のない危機的状況でありますことから、本町としても、引き続き、町民の命と暮らしを守ることを最優先に、感染防止対策を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を克服する支援等を講じる必要があります。

また、本町の将来を担う若者が住み続けるための仕事づくりとして、「新たな産業の展開」や「住宅対策」、また、人生の最期まで住み慣れた地域に安心して住み続けるための医療・福祉の充実など「生活環境の改善」、多様化する社会の中で性別、世代に関係なく参画する「高齢者、女性、子どもの参画社会の実現」、並びに郷土愛をはぐくむ「誇れる郷土づくり」を掲げ、引き続き、本町の令和3年度予算編成にあたっては、第2次錦江町総合振興計画の「子や孫へ、希望あふれる未来を創りつなぐまち」を基本理念に、様々な情報を収集し、財源を確保するとともに、経常経費の削減、事業の取捨選択をしつつ、重点事項として産業振興、保健福祉の充実、特色ある教育及び施設の充実、環境及びSDGsに取り組むよう指示しました。

その結果、令和3年度一般会計予算総額は、前年度比1億7,542万3千円の増、64億2,878万3千円となりました。

性質別歳出予算の状況及び歳入予算の状況については、別添資料のとおりであります。

税収の確保につきましては、町民の皆様から信頼される公平で公正な税の賦課と納付指導、収納率の向上は極めて重要であります。厳しい経済状況の中にあっても、やりくりをして頂きながら、町税を完納して頂く方々の納税意識を大切に、更なる公正・公平を保つ取り組みを強化して参ります。

それでは、第2次錦江町総合振興計画の10の基本計画ごとに、令和3年度に取り組む主な事業等についてご説明申し上げます。

まず、はじめに、

1. 「想い」に共感し、つながるまちづくりについてですが、

総合戦略の柱として進めておりますサテライトオフィス誘致につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症を契機に、地方への関心が一層高まるとともに、企業においてはICT技術の進展とも相まって、テレワーク導入等の働き方改革が急速に進むなど、ワーク&ライフスタイルが大きく変わろうとしています。

更に、今後のウイズ/ポストコロナ社会において、テレワーク等を前提として、地方に、就労を含む生活の主な拠点を移し、都市との関わりも副次的に残すという、いわゆる新しい生活様式に沿った新たな二地域居住のニーズも高まりつつあります。二地域居住は、人の流れを生むとともに、地方創生、関係人口の拡大に繋がるのが大いに期待できることから、この機を逃さないよう、サテライトオフィスへの誘致を積極的に推進して参ります。

加えて、テレワークを活用し、普段の職場や居住地から離れ、全国の地域で仕事を継続しつつ、その地域ならではの活動を行うワーケーションにつきましても、本町の最大の魅力であります「癒し、健康、リフレッシュ」といったキーワードを前面に発信しながら、引き続き誘致に取り組んで参ります。

ふるさと納税につきましては、返礼品の豪華さや、お得感で寄附を募るのではなく、町の取り組みや理念、寄附金の使い道などに共感してくださる方々との関係を深め、関係人口の創出・拡大を図ることを目的に、これまで取り組んで参りました。

令和2年度は、コロナ禍にあっても寄附件数、寄附金額ともに、前年度を上回りました。このことは、本町のふるさと納税に対する考え方や取り組み、使い道に共感してくださる方々が増えている証であろうと考えております。

今後とも、寄附者の期待に応えるべく、返礼品事業者と協力し、町の魅力を発信するとともに、企業版ふるさと納税の活用など、更なるふるさと納税や新たな財源の確保に努めて参ります。

次に、生涯学習につきましては、誰もがいつでも学べる機会の充実を図り、学校や地域とともに健やかで心豊かに活動することができるよう進めて参ります。

公民館活動につきましては、公民館主催事業の充実を図るとともに、学習成果を発表する場を設け、地域での交流や世代を超えたつながり、町民の自主的な学びや活動を支援します。

人権教育としては、「人権の花運動」に取り組み、人権尊重の普及高揚を図ります。

また、町民の幅広い交流を促進し、教養の向上や文化の振興、健康の保持増進を図るとともに、災害等の非常時においては、防災活動の拠点施設である「錦江町総合交流センター」を有効活用し、学習環境及び健康増進、並びに安心して安全なまちづくりに努めます。

施設改修では、文化センター空調設備、会議室の音響等の改修、サンドームのトイレの洋式化を図るとともに、宿利原学習センターの運動場部分の舗装を行い、町民の利用時の利便性向上を図ります。

史跡や文化財につきましては、町民が様々な機会をとらえ、歴史に触れ、親しみ、理解を深められるよう、保存整備を図り、多くの町民に公開することにより、史跡や文化財を活用したまちづくりを推進します。

なお、池田地区の正月伝統行事であります「柴祭り」が文化庁の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択されましたので、池田地区の皆様とともに盛り上げ、後世に残る無形文化財となるよう取り組んで参りたいと考えております。

また、2020年に開催予定でした「燃ゆる感動かごしま国体」は、2023年に延期することが決定されました。本町では自転車競技ロード・レース大会が実施されますので、開催に向けて関係市町、並びに関係機関と連携を図るとともに、町民全体でのおもてなしの心で、本大会の成功に向けて準備してまいりたいと思います。

次に、

2. 子どもたちが夢にチャレンジできるまちづくりについてです。

教育におきましては、本町の教育行政の基本目標である「あしたをひらく心豊かなたくましい人づくり」を推進するため、SDGsを中核に据え、学校教育と社会教育がそれぞれの役割を十分発揮し、情報交換や人的・物的・文化的交流等を積極的に行いながら、力強く進めて参ります。

まず、学校教育につきましては、学校・家庭・地域社会、関係機関の連携のもと、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むとともに、基礎的・基本的な知識や技能と併せ、思考力・判断力・表現力及び体力を培って参ります。

新しい「学習指導要領」が令和2年度に小学校、令和3年度に中学校で全面実施されますことから、その円滑な実施を推進します。また、教育の情報化推進に関しても、プログラミング教育を促進するとともに、大容量高速通信に対応する校内通信ネットワークと併せ、一人一台ずつの端末が整備されましたので、今後はその利活用をより促進するために支援体制を整備し、IC

T機器の活用と教職員の情報機器活用の能力向上に努め、ICT教育を強化していきます。

また、小学校における外国語教育の充実を図るため、小学校英語専科加配教員を県に要望し、5・6年生の外国語教育を中学校の英語教諭が実施しておりますが、令和3年度も引き続き県に要望しております。さらに、小学校3・4年生の外国語教育につきましては、学級担任とティーム・ティーチングを中心とした指導を行うための外国語教育活動講師を配置し、コミュニケーション能力や聞く・話す能力の向上に努めて参ります。中学校においては、引き続き、英語検定試験受験料を補助し、受験の促進と更なる英語の学力向上に努めます。

学校給食につきましては、学校給食費補助金を活用し、地元食材をより多く活用しながら「食育」を推進し、安心して安全な給食の提供と更なる地産地消に努めます。

次に、

3. 健康でいきいきと暮らせるまちづくりについてです。

健康づくりの推進につきましては、すべての町民の皆様が心身ともに健康でいきいきと暮らせるように、「第2期データヘルス計画」に基づき、疾病の予防、早期発見、早期治療及び重症化予防に重点を置いた事業を展開し、町民が自ら積極的に心と体の健康づくりに取り組めるよう支援して参ります。

様々な疾病の要因となる生活習慣病の予防につきましては、必要な情報の提供と各種健診事業の展開を積極的に進め、予防意識の向上や保健指導の充実に努めて参ります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底を引き続き呼びかけるとともに、国の提供するワクチン接種が円滑に行えるよう、近隣自治体や肝属郡医師会と協力して体制を構築して参ります。

地域医療体制の整備につきましては、平成30年度より「南隅地域のための医療介護の姿検討委員会」を組織して、肝属郡医師会立病院の老朽化問題も含めて議論してまいりました。医療系コンサルタントに委託し南大隅町との共同事業として進めてきた「肝属郡医師会立病院施設再整備に向けた基本構想」が本年3月には策定されますので、検討委員会へその内容を説明しますとともに、鹿児島県地域医療構想の議論も踏まえながら、引き続き拠点病院のあり方を模索して参ります。

令和元年度に取り組んだ虫歯予防のためのフッ化物洗口普及啓発事業により、令和2年度から幼稚園・保育園で行っていたフッ化物洗口を学校でも行

うようくなりました。令和3年度は全校実施を目指します。

社会体育につきましては、国の施策であるコミュニティスポーツクラブの発足を目指し、町民の生涯スポーツの気運醸成と運営について、適切な支援をして参ります。

次に

4. 未来を託す子どもを育成するまちづくり。

地方創生の取り組みにつきましては、令和2年度から第2期総合戦略に基づき、各種施策を実践しており、本町の取組に共感し、本町において、地域課題解決に向けた取組をビジネスへ昇華させようと、未来づくり専門員の6名が空き家活用、体験型メニューの開発、魅力PRやワイナリー設立に向けて頑張ってくれております。令和3年度も、新たに、都市部の若者である5名の新規隊員が加わり、この町で自分の夢に挑戦しようとしておりますので、引き続きその実現のために支援して参ります。

加えて、UIターン者向けの本町帰郷のきっかけづくりの取組として、鹿児島大学と連携した「土と人の新しい生活様式プロジェクト」において、本町で過ごすことで、ストレスがどのように変化するかという効果検証も行います。

さらに、今年は農業を中心に研修生として外国から来町し、本町で技能実習をしている若者を対象に、文化の違いや生活での困りごとを少しでも解消し、引き続き技能実習生からも選ばれる町になるための「多文化共生ワークショップ」も実施します。

公営塾につきましては、児童生徒の家庭学習を補完し、基礎学力を向上させるとともに、これからの時代に必須となりますICTへの理解と、子ども達が主体的に情報を活用する能力を身につけることを目的に、引き続き実施して参ります。

更に、高校や大学がない、学習塾に通うにも車での送迎が必要といった地理的・経済的保護者負担を軽減するとともに、都市部との教育における地域格差を少しでも解消し、子育てしやすい環境整備を図って参ります。

また、昨年度から実施しております、持続可能な開発目標であるSDGsの視点を取り入れ、コロナ禍に配慮した小学生向けのオンラインお仕事バイキングや、限られた資源やこれまでの常識を乗り越え、チャンスをつかむ力を養成する中学生向けのアントレプレナーシップ教育につきましても、引き続き取り組んで参ります。

また、幼児期から外国語に親しめるよう、新たに幼児期からの外国語活動

事業にも取り組んで参ります。

さらに、地域の未来を担う子供たちが、地域の方々に見守られ、支えられながら、豊かな学びの体験を得て、地域に愛着を持ち、地域に貢献したいと考える人材になるよう、「地域学校協働活動」において、人材の育成、並びに人材バンクの整備に取り組んでまいりたいと思います。

青少年教育につきましては、錦江町の将来を担う人材の育成をめざし、トワイライト事業などに取り組み、次世代の青少年リーダー育成を図ります。

5. 多様性を活かした農業によるまちづくり。

今年度は新型コロナウイルスの感染拡大により、外食需要の低下や各種イベントの自粛等で、牛肉やお茶、花木などにつきましては、需要減少や価格低下など甚大な影響をうけました。

このような状況の中、農林水産業全般に関しましては、国の「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、若者たちが希望を持てる「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」の実現を目指し、経営感覚に優れた担い手の育成やスマート農業の推進、国際競争力の強化、輸出促進等を推進することとしています。なお、今回の新規プランに、ポストコロナに向けた農林水産政策の強化が追加されています。

また、県では「かごしま未来創造ビジョン」に基づき、経済のグローバル化に対応するため、農林水産物の販路や輸出を拡大するとともに、革新的技術の導入による生産性と競争力の向上を目指すとしています。

平成30年に発生した、さつまいも基腐病の対策につきましては、国、県、農協等と連携して、原因究明や防除対策等を進めて参りましたが、苗床の消毒では、ある一定の成果は得られたものの、本圃では基腐病の継続的な発生となり、収穫量が大幅に減少する結果となりました。

このようなことから、令和3年度はさつまいも基腐病の効果的な対応策を講じるため、国、県、市町や農協等をはじめ関係者、生産者を含めた「大隅地域サツマイモ基腐病プロジェクトチーム」が設置され、実証圃などの設置により、今後の対策が検討されます。

併せて町単独事業として、本圃用の治療薬剤の導入支援を農薬登録後に実施して参ります。

その他、令和3年度の新たな取り組みとして、錦江町農業の長期的な将来像、方向性、目標、施策等を明らかにする農業振興計画の策定や、農業者の収入安定を図るための収入保険制度支援対策補助事業制度、田代地区での夏の涼しい気候を利用した抑制栽培等の実証圃場の実施、さらには、労働力の確保を図るため無料職業紹介相談所の開設等に取り組んで参ります。

また、将来の錦江町の農業を担う人材を育成するため、新規就農者や後継者を対象とする国の「農業次世代人材投資事業」や町単独事業の新規就農者総合支援事業により、生活支援や生産性向上に向けた設備の導入に対する補助事業を引き続き実施して参ります。併せて、新規就農者等を対象にした「錦江町農業経営塾」も引き続き開催し、経営者としての人材育成にも力を入れて参ります。

基盤整備としましては、両根占土地改良区の老朽化した施設を維持していくため「基幹水利施設ストックマネジメント事業」により、補修・補強または一部更新などの保全対策工事の実施を今後も支援して参ります。

また、令和3年度から、新たに、町単独の小規模土地改良の補助事業を実施し、畦畔除去や小さな圃場の段差解消による圃場の拡大により、大型農業機械の作業効率の向上を目指して参ります。

国営総合農地開発事業「肝属南部地区」におきましても、20年以上経過した施設があることから、経年劣化に伴う機能低下の影響を防ぐため、機能保全計画に基づく予防保全対策工事を支援し、施設の長寿命化を図って参ります。

畜産につきましては、近年、牛、豚、ブロイラーとも若手担い手農家の就農が増加しており、この流れは今後も変わらない見込みであります。

このため、新規就農者にきめ細かな支援ができるよう、県や農協、町と連携して、青年就農資金の個別相談や畜産クラスター事業等の導入についても相談に応じていきます。

さらに、生産牛農家では経営安定対策と生産基盤の強化を図るため、ICT技術を活用した発情発見装置、分娩監視システム、牛群管理システムの実証によるスマート農業を推進し、実用的な情報を確実にタイムリーで受け取れるようなシステム導入を図って参ります。

2022年に鹿児島県で開催される全国和牛能力共進会に向けて、畜産振興資金貸付基金や優良牛保留対策事業を活用し、高齢牛の更新・増頭を促進します。併せて、県と連携し、優良繁殖雌牛の導入促進に対する補助を行い、全国に鹿児島錦江町牛の名を広めるため、関係機関と連携を図りながら技術指導に努めて参ります。

現在、国内各地で40例を超える高病原性鳥インフルエンザが発生しており、近場でも宮崎県都城市や鹿児島県さつま町で発生するなど、いつどこで発生してもおかしくない、予断を許さない状況であります。

このため、畜産農家は当然のこと、近隣町や農協、肝属家畜防疫対策協議会と連携して、「口蹄疫」や「高病原性鳥インフルエンザ」「豚熱」等の家畜伝染病の侵入を許さない強い予防対策のさらなる徹底を図って参ります。

次に、土づくり支援センターにつきましては、県やスクリーメーカーの助言・指導、郡内の視察研修等により、増産への足がかりが見えてきましたので、施設の一部を改修しながら、問題点を一つずつ解決し、増産を図って参ります。

有害鳥獣による農作物等への被害対策につきましては、関係団体と連携を図りながら、引き続き、新規狩猟免許取得者への助成や、狩猟者登録時の狩猟税・登録手数料等の補助による狩猟登録者の確保を図り、有害鳥獣の捕獲に取り組むとともに、電気柵や箱罟導入の促進により、農作物の被害防止に努めて参ります。また、大根占・田代両地区の猟友会のメンバーで組織する鳥獣被害対策実施隊員を中心に、鳥獣による農作物被害防止や人家への侵入防止等に努めるとともに、捕獲した鳥獣の食肉利活用についても、両地区の猟友会と引き続き検討して参ります。

林業につきましては、コロナ禍の影響により、住宅着工数が減少していることから、丸太の生産量が停滞し、価格が下落している状況ではありましたが、現在は中国への輸出が好調に推移しており、少しずつではありますが、回復傾向にあります。

このようなことから、森林・林業再生プランを基本に、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるとともに、消費者のニーズに対応できるような森林を育成していくことが重要であると考えています。特に今後は、森林整備を通じて地球温暖化防止に貢献していくことが求められていることから、適切な間伐を着実に実施することにより、多様で健全な森林を育成していくことが重要になると考えておりますので、引き続きCO2削減に向けて、森林資源を活かした取り込みを進めて参ります。

成熟期を迎えた森林につきましては、無届伐採等の違法伐採をなくし、森林法10条及び15条の伐採届の周知徹底を図り、合法的な計画性のある木材安定のため、主伐の推進と併せて「伐ったら植えよう！」を合い言葉に、再造林を推進するとともに、公有林についても計画的な伐採・造林を進めて参ります。

また、令和元年度より始まった森林環境税を活用して、木材利用の新築住宅に交付する「森林炭素マイレージ交付金」や、森林の造林面積に対して交付する「令和の森林づくり交付金」を続けて参ります。

さらに、林業副産物の特用林産物の振興につきましては、県単事業「特用林産の魅力ある産地づくり事業」を導入し、推進を図ります。

水産業につきましては、コロナ禍の影響により、一時期、外食や観光需要の激減の影響で、鮮魚・高級魚を中心に価格が暴落しましたが、少しずつではありますが、経済が動き出し、取引量や価格も戻りつつあります。このよ

うなことから、県内外の消費者に新鮮で安心・安全な水産物を安定的に供給するため、国の水産多面的機能発揮対策事業による藻場の保全や町単事業で行うとともに、ヒラメ、マダイの放流など湾内の地域資源の維持や再生を図ります。また、町内小学生を対象とした「魚の料理教室」を開催するなど、調理学習や地元の魚の普及活動に取り組んで参ります。

6. 「支えあい」を実感できるまちづくり。

「各世代が助け合い、元気に暮らせる『地域』」の実現のため、地域福祉計画、高齢者福祉計画、障害者福祉計画などの各計画に基づき、高齢者、障がい者に加え、子育て世代、子どもなど若年者の支援も含めた地域包括ケア体制の構築を念頭に進めて参ります。

様々な社会課題がのしかかり、「生きづらさ」を感じている方々へは、相談窓口の充実を図るために、「自殺対策強化事業」を活用し、予防の効果的な推進を図って参ります。

高齢者の生きがい・健康づくりにつきましては、現在多くの自治会で実施されております高齢者サロンの推進を図りますとともに、シルバー人材センターや社会福祉協議会への支援を行って参ります。また、民生委員児童委員や在宅福祉アドバイザーによる見守り活動の一層の充実を図り、見守り活動が地域活動として広がるよう推進して参ります。

また、高齢化の進行により、認知症の方が増加しておりますが、認知症になっても地域でいきいきと生活できる地域づくりを進めることが重要です。

このため、認知症の当事者やご家族が感じておられる生きづらさなどを伺いながら、介護・福祉事業所、町内の事業者等と連携して、認知症の方の視点に立ち、認知症があっても生活しやすい「認知症フレンドリーコミュニティ」の構築に取り組んで参ります。

障がいのある人が安心して暮らせる環境づくりにつきましては、法に基づく国・県の支援施策を活用しながら、障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し、社会参加できる地域づくりに努めて参ります。

子育て支援につきましては、「子育て世代包括支援センター」を中心に、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援と子どもの権利擁護に努めるとともに、保育園や学童保育などの施設との連携・支援、母子健康手帳などの情報のデジタル化に取り組みます。

また、児童公園の遊具設置など再整備に向けた取り組みに着手し、魅力ある公共空間の創出を目指します。

さらに、「特別の支援を要する子ども」や「医療的ケアの必要な子ども」など、今後の様々な学校教育ニーズに対応するために、「特別支援教育支援員」

や、複式学級のある学校には「複式学級を支援するための支援員」を引き続き配置し、小規模・複式学級の指導法の充実や施設の整備を図って参ります。

いじめや不登校など児童生徒等の心の相談につきましては、引き続きスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者、並びに教職員の相談・支援に努めて参ります。

自治会運営につきましては、人口減少・少子高齢化が一段と進行し、運営が難しくなる中、自治会長さんを中心に地域自治力の連携・強化に取り組んでいただいております、深く感謝しております。

今後も自治会長さんと連携を図りながら、自助・互助・共助の意識の醸成に努めて参りますとともに、自治会統合につきましても、引き続き支援を行って参ります。

7. 快適な生活環境のまちづくり。

空き家対策につきましては、平成 28 年度から、空き家解体補助事業や空き家リフォーム補助事業などを実施してきております。また、昨年度から、相続人等が特定しにくい老朽空き家に対し、モデル的に地域提案型空き家除却自治会活動事業を新設し、自治会のコミュニティ活動を支援しながら地域課題の解決に向けて取り組んでおります。加えて、令和 3 年度は、さらなる空き家解消を図るため、大根占地区の都市計画区域で建蔽率などに制限がある用途区域内の老朽空き家を対象に、「空き家等寄附受入制度」をモデル的にスタートします。これは、建物は老朽化しているが、所有権移転が可能で、解体すれば場所的に有効活用が期待できる物件を、土地と合わせて町に寄附していただき、町が解体等を実施して売却等を行うもので、初年度は 1 棟の寄附を募集して参ります。

循環型社会の実現に向けて、一昨年から取り組んでおります再生可能エネルギー対策につきましては、まずは、田代支所に整備した木質バイオマス発電の安定稼働に努めるとともに、その余剰電力を本庁舎で活用する実証実験を、10 月から京セラ、おおすみスマートエネルギーの 3 者で実施することとしております。その他の再生可能エネルギーの導入等につきましては、国の 2050 年の脱炭素社会の実現に向け、昨年 3 月に策定したエネルギーマスタープランの具体的な見直しをしながら、エネルギーの地産地消、地域産業の活性化、持続可能な地域社会の構築を図って参ります。

道路整備などの公共事業につきましては、地域からのご要望も多数、お寄せいただいているところですが、財政健全化との整合性を図るとともに、緊

急性や効率性等を考慮しながら、ご要望に応じて参りたいと思います。

また、令和元年度より県の権限移譲により国道等の県管理道路の除草等も町内業者により実施してまいりましたが、令和2年度より花植えボランティアを募集したところ、たくさんの方々に応募・ご協力をいただきました。本年度も引き続きボランティアの皆様と、城ヶ崎花壇等の花植えを実施してまいりたいと思います。

本町の交通インフラの整備状況は、県内における九州新幹線、東九州自動車道整備などの充実度合いからすると、極端に低いものがあります。平成5年12月に策定された広域道路整備基本計画で地域高規格道路指定を受けながら27年間をも経過している笠之原から南大隅町佐多を結ぶ大隅縦貫道の早期整備に向けて、鹿屋市をはじめとした1市4町の行政、議会や経済界と一緒に、これまで以上に国に整備促進の声を訴えて参りたいと考えております。

令和元年8月には、本町で「大隅縦貫道整備促進決起大会」が開催され、官民一体となって、機運の醸成が図られました。引き続き、国への中央陳情、鹿児島県への陳情等も行い、早期整備に向けて、更に取り組んで参りたいと思います。

また、本町の道路や橋梁につきましては、老朽化による傷みが随所に見られるようになり、まさしく新設改良から維持補修への転換期を迎えたと強く感じているところであります。このようなことから道路については、路面性状調査等を参考に、老朽化した道路の維持補修を継続するとともに、橋梁等については、長寿命化計画に基づき、引き続き取り組んで参ります。

住宅施策につきましては、平成28年度に改定しました公営住宅等長寿命化計画、並びに住生活基本計画の理念であります「人がいきいきと暮らせる魅力あふれる安心な住生活の実現」に基づき、既存住宅の長寿命化に取り組むとともに、住宅不足解消や移住・定住の促進を図るため、空き家の利活用や木材を活用した町営住宅の整備につきましても、引き続き調査研究して参ります。

8. 地域資源を活用した産業振興によるまちづくり。

観光につきましては、コロナ禍において、全国的に、観光に対する考え方や、取り組み方が大きく変化してきているところです。

このような状況のなか、本町においても、感染防止対策を行いながら、可能性を模索し、各種事業を進めてまいりたいと考えています。

特に、本年度は、ウィズコロナ禍の社会情勢の変化を注視しながらも「今できることを行なう。」「アフターコロナに向けた体制づくりを行う。」の2点

に重点をおいて事業を推進して参ります。

昨年度、延期しました観光振興基本計画を策定し、将来的な観光施設の整備や都市との交流など、総合的な観点から、町の観光の未来ビジョンを作り上げたいと考えています。

照葉樹の森を活用したイメージアップ事業につきましては、少人数でも取り組めるマインドフルネス体験メニューの造成や、登山専門アプリ企業と連携した動画の作成などにより、多様性のある新しい森の魅力をつくり出し、アフターコロナに向けた体制づくりを行います。

コロナ禍において注目されつつある、マイクロツーリズム、「近場での観光」の取組みや、本町の強みであるアウトドア体験の場を十分に活かし、町内の新たな魅力の再発見や神川海岸の影絵の祭典の充実など、新しい生活様式の中で楽しめる観光資源の磨き上げに努めて参ります。

産学官の連携事業につきましては、鹿児島純心女子短期大学と民間企業や鹿児島市内の宇宿商店街と連携し、商品の開発や新たなマーケットの掘り起こしなど、販路の拡大や地域課題解決に向けた取組を行っていきます。

照葉樹の森を活用したマインドフルネス体験や、マイクロツーリズムを意識した神川海岸影絵の祭典、産学官が連携する地域課題解決などの、本町の観光振興の取組みにつきましては、インスタグラマーと連携する事業との相乗効果も図りながら、SNSや動画配信アプリなどあらゆる媒体を積極的に活用し、さまざまな角度から、町の魅力を発信し、町の知名度の向上と、アフターコロナに行きたくなる町を目指します。

より明確にターゲットを絞り、交流人口から、それをお互いの顔の見える「関係人口」へと進化させることによって、次世代へ続く観光交流を目指して参ります。

商工業につきましては、コロナ禍のなか、甚大な影響を受けておりますが、国、県の支援はもちろんのこと、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、町独自の支援策を実施して参ります。

合わせて、商工業事業資金の利子補給や商工業者店舗等改修事業を引き続き支援するとともに、地元の商工業・商店街の活性化に向けて商工会と連携を図りながら推進して参ります。

さらに、鹿屋市消費生活センターとの消費生活相談業務の広域連携により、より巧みなトラブルに対応できる体制を維持し、安心、安全な社会づくりに努めます。

9. 地域の安全を守るまちづくり。

気象変動等の影響による急激な気象変化や自然災害の頻発化・激甚化に晒されており、町民の生命財産を守る防災・減災、国土強靱化は一層重要性を増し、喫緊の課題となっています。

本町でも、令和2年6月に錦江町地域強靱化計画を作成し、異常気象による風水害等から生命・財産を守り、安全・安心な生活環境を維持するための排水・治水対策にも引き続き取り組んで参りますとともに、国・県道の整備や河川の寄り洲除去、海岸地域の高潮対策事業等についても関係機関と連携を図りながら取り組んで参ります。

防災につきましては、令和2年4月に錦江町地域防災計画を見直し、災害対策基本法の規定に基づき、本町の地域に係る災害対策に関し、防災に万全を期することとしました。

このため、昨年の台風10号の教訓を生かし、どこの避難所に、どの自治会の方が避難されたか分析を行いましたので、大型台風の接近の際、土砂災害警戒区域がある自治会にもかかわらず避難されない方がどのくらいおられたかが見えてくると思います。

そこで、令和3年度におきましても、引き続き対象地区を選定し、大規模災害を想定した避難訓練を計画し、児童生徒の防災学習も引き続き取り組んで参ります。

自主防災組織の強化を図るため、自治会ごともしくは地区公民館ごとの実情にあった、訓練を含む防災の取り組みを明記した地区防災計画の作成を推進し、地域住民の更なる防災意欲の向上を図ります。また、防災行政無線の難聴地域解消に取り組んで参ります。

消防につきましては、地下式消火栓から地上式消火栓への改修や防火水槽の設置を年次的に進めるとともに、令和3年度は中央分団配備の消防ポンプ車、麓分団の小型動力ポンプ積載車及び小型ポンプの更新などの整備を図るとともに、昨年購入した消防資機材を活用した訓練などを行って参ります。

消防団員が年々減少傾向にありますが、今後も各分団と協力しながら団員確保に努めます。また、消防活動の経験者などからなる消防団協力隊に対しましても、引き続き団員の後方支援をお願いして参ります。

さらに、予防消防などの広報活動や災害弱者である高齢者宅への訪問活動を主な活動とする女性消防隊員を活用し、地域に根ざした新たな消防団活動を行って参ります。

防犯につきましては、令和元年度から町内9か所に防犯カメラを設置したところであり、犯罪の抑制、行方不明者の捜索などに対して関係機関と連携

を図りながら迅速に対応して参ります。

10. 情報共有による住民参加・対話のまちづくり。

令和2年度から町内全小中学校を「コミュニティー・スクール」に認定したところであり、各学校に「学校運営協議会」を組織して、これまで以上に地域に根ざし、地域に開かれた学校づくりを推進していきます。あわせて、「小中一貫教育」の充実にも取り組んで参ります。

また、行政改革の一環として、職員の業務を軽減するとともに、町民サービスの向上を図るため、AI及びRPAの活用による議事録作成支援システムを導入しました。このシステムは、会議等で録音した音声をリアルタイムで文字化する機能を持つことから、職員の会議録作成事務が軽減されることとなります。

さらに、その音声を鮮明に録音するための議場用と移動式会議用マイクシステムの導入も行い、昨年度から、議会中継をインターネットにより配信しているところです。

また、職員用行政情報端末のパソコンについて、ウィンドウズ7のサポートが終了するため、ウィンドウズ10対応のパソコン及びサーバーへ更新を行うとともに、コロナ禍による生活様式や経済の変化に対応し、より良い住みやすい町とするため、地域未来構想構造20の実現に向け、行政が率先して業務における三密の回避等やテレワーク等を推進し、町民のオンライン相談等インターネット環境の整備を図って参ります。

次に、**国民健康保険**についてですが、

国民健康保険事業につきましては、被保険者数の減少と医療費の高騰によりひっ迫した状況であることから、税率を改定することにしております。被保険者の皆様には、かなりの負担をおかけすることとなりますが、「相互扶助」など制度の根幹を含め、丁寧に周知を行い、ご理解を賜りたいと考えております。

また、公的支援につきましても、保険者の努力や成果によるインセンティブ配分の比率が増えていることから、これまで以上に糖尿病重症化予防などの保健指導や、ジェネリック医薬品の利用促進などによる医療費抑制施策を強化するとともに、特定健診の受診率向上、保健指導の徹底に注力し、国保制度の健全化に努めて参ります。

次に、**後期高齢者医療**についてです。

後期高齢者医療事業につきましては、重症化した被保険者の加入による医

療費の増加が課題となっており、国保と連携した予防事業の強化が重要であることから、令和4年度から「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を進めるための体制構築に取り組んで参ります。

今後とも、引き続き、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険が一体となり、医療費の抑制につながる予防事業を確立できるよう努めて参ります。

次に、**介護保険**です。

介護保険事業につきましては、高齢者自身の希望を尊重し、その人らしい自立した質の高い生活が送れるよう社会全体で支援することが基本でありますことから、今年度策定しました「第8期介護保険事業計画」に沿った着実な事業の推進を進めて参ります。

また、要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括システムの構築に向け、各種運動教室、サロン活動などの事業も関係機関と連携して推進して参ります。

次に、**簡易水道事業**です。

町民の皆さんへ安全・安心な飲料水を供給するため、施設等の維持管理を適切に行い、あらゆる事態に迅速に対応できるよう取り組んで参ります。

また、集落等で管理運営する水道施設の更新につきましても、引き続き支援を行い安定的な飲料水の確保に努めて参ります

次に、**農業集落排水事業**です。

農業集落排水事業につきましては、年間の加入戸数は、新築住宅等で僅かながら増加している一方、高齢者の転居等による減少もあり、ほぼ横ばいの状態が続いております。

今後も、公共用水域、水質保全に努めるとともに、住民の快適な生活を支えるため、適切な維持管理や効率的な改築更新に努めます。

平成29年度から「機能診断調査業務」、などを実施し、最適な処理方法を検討して参りました。これにより、農業集落排水事業の持続性を確保し、将来に渡ってその機能を発揮できるよう令和3年度から令和6年度までの4年間を目標に機器の更新に取り組んで参ります。

以上、今後の行財政運営に対する私の基本的な考え方を申し上げます。非常に厳しい財政状況下ではありますが、町民の安心安全を守る施策に取り組み、また新たなニーズにも迅速に対応できる体制づくりと町民サービスの

	<p>向上に努めて参りたいと考えております。そのためには、町民ニーズに適合するように絶えず事業の見直しを行い、引き続き、働き方、業務改革を推し進め、持続可能な財政運営に向けて取り組んで参りたいと思います。</p> <p>町民の皆様、並びに議員の皆様のご支援、ご協力をお願い申しあげまして施政方針とさせていただきます。</p> <p>以上、令和3年度の施政方針を申し上げました。議会におかれましては、十分にご審議いただき、予算案、並びに関連する議案につきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。長時間ありがとうございました。</p>
	(木場町長、降壇)
水口議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。議案第8号、議案第10号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号の9議案については、議長を除く全議員で構成する「予算等審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
水口議長	<p>異議なしと認めます。したがって、</p> <p>議案第8号「錦江町課等設置条例等の一部を改正する条例について」</p> <p>議案第10号「錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」</p> <p>議案第16号「令和3年度錦江町一般会計予算について」</p> <p>議案第17号「令和3年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算について」</p> <p>議案第18号「令和3年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算について」</p> <p>議案第19号「令和3年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について」</p> <p>議案第20号「令和3年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について」</p> <p>議案第21号「令和3年度錦江町簡易水道事業特別会計予算について」</p> <p>議案第22号「令和3年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算について」</p> <p>の9議案については、議長を除く全議員で構成する「予算等審査特別委員会」を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。</p>
水口議長	以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これで散会します。

	次の本会議は、18日の予定でありますので、申し添えておきます。
	12:37 散会